

■協議第17号 使用料・手数料

等の取扱い(その2)については、施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。

手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。

ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。

委員

福祉保健センターあるいは住宅の駐車場の使用料等では、当分の間とあるが、当分の間とは、何年ぐらいなのか。

**事務局** 当分の間とは、新市に移行した場合に調整が必要となるまでの間というところをうたっている。

■協議第18号 電算システム関係の取扱いについて

電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。

- 1 合併時に電算システムを統一する。
- 2 合併前に情報通信基盤(ネ

ットワーク)の整備を図る。

新規提案事項

□協議第19号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加えるものとする。

周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。

西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。

東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

愛媛県町村議会議員公務災害補償組合・愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

愛媛県消防団員等災害補償退職補償金組合・愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加えるものとする。

るものとする。

□協議第20号 使用料・手数料等の取扱い(その3)について

施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。

□協議第21号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

□協議第22号 補助金・交付金等の取扱い(その1)について

補助金・交付金等(団体運営補助)については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。

- 1 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
  - 2 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。
  - 3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
- 協議第23号 環境衛生関係の取扱いについて

一般家庭用ごみ袋配付

1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。

- (1)可燃ごみ袋は、1世帯大10枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。
- (2)不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。
- (3)粗大ごみ処理券は、1世帯10枚とする。

2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。

ごみの収集

ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。

環境美化事業

一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。

最終処分場

1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。

2 各最終処分場の搬入範囲

は、合併時に新市に拡大する。

3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。

□協議第24号 広報広聴関係の取扱いについて

1 広報紙の発行については、現行のとおり的手法で新市において発行する。

2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。

3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。

4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。

5 市勢要覧については、新市において作成する。

6 広聴事業については、合併時に調整する。

7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。

8 CATVについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

以上6件が新規に提案され、審議の結果継続となりました。